

会議録

和光市公平委員会

招集日時		令和4年度第4回公平委員会 令和5年3月24日(金)午後4時			開催場所 和光市役所3F 監査室	
宣言	開会	時間	午後 3時 57分	職・氏名	委員長 山崎 宏征	
	閉会	時間	午後 4時 40分	職・氏名	委員長 山崎 宏征	
参加者		委員長	山崎 宏征	委員	樫沢利博、山下麻子	
出席書記		田中局長、大塚主幹、舟越主査、清水主事			会議録作成者	清水主事
備考						
議 事						
<p>山崎委員長:皆さま今日はお忙しい中、そしてお足元が悪い中、お集まりいただきまして、ありがとうございました。ただいまから、公平委員会を開催します。まず議案第14号、「管理職員等の範囲を定める規則の一部改正」についてです。事務局から説明をお願いします。</p> <p>大塚主幹:それでは説明をさせていただきます。「管理職員等の範囲を定める規則」は、地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、同条第3項ただし書に規定する、職員団体を構成する職員に関して、管理職員等の範囲を定める規則となります。</p> <p>今回の議案は、令和5年4月1日の人事異動により、調整幹という新しい職名が追加されることに伴う、規則改正となります。こちら調整幹は、「上司の命を受け、特に指定された事務に関し、関係する課所等の事務を調整する。」という役割を担うことになります。課長級6級の職員ということになります。こちらを例規に追加することについて、ご審議の程よろしく願いいたします。</p> <p>山崎委員長:議案第14号の説明が終わりました。ご意見等がございましたらお願いいたします。</p> <p>樫沢委員:異議なし。</p> <p>山崎委員長:調整幹はどここの部署に置きますか。</p> <p>大塚主幹:調整幹は特に担当課が決まっているわけではありません。今回は政策課に、内部統制等を行う事務のために置かれます。また上下水道部に、水道料金の見直し等に伴う計画策定のために置かれます。以上2名が新しく調整幹として配置されます。</p>						

山下委員：異議なし。

山崎委員長：それでは、議案第14号「管理職員等の範囲を定める規則の一部改正」については、承認とします。

次に議案第15号、「和光市職員からの苦情相談に関する規則の一部改正」についてです。事務局から説明をお願いします。

大塚主幹：はい。それでは説明をさせていただきます。「和光市職員からの苦情相談に関する規則」は、地方公務員法第8条第2項第3号の規定に基づき、職員(離職した職員を含む。)からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談に関し、必要な事項を定める規則です。

今回は令和3年6月11日に地方公務員法の一部を改正する法律が公布されております。こちらが令和5年4月1日に施行予定となっております。

その中で、再任用職員の採用制度に関して、地方公務員法の条項が削除されることになりました。この法改正に合わせて、市の苦情相談に関する規定を改正するものです。

もう少し説明をさせていただきます。令和4年12月議会で、職員の定年に関する条例が改正されました。今後は令和5年4月1日から定年年齢が65歳へと引き上げられます。ただし経過措置として、令和5年4月1日から2年ごとに、定年後年齢が1年ずつ上がっていきます。このような形で定年の年齢が動いていきます。

これまで60歳から65歳までの方には、再任用制度があり、一度退職後に再任用職員として採用され、5年間業務を続けることができていました。今回の地方公務員法の改正により、再任用制度の条項が廃止されましたが、法第22条の4において、60歳以上で定年の年齢に達するまでの間の方を定年前再任用短時間勤務職員として採用することができる規定が設けられ、また、改正法の附則第4条第1項・第2項及び第6条第1項・第2項において、定年の年齢が65歳に達するまでの間の経過措置期間中は、定年退職した職員を65歳に達するまでの間採用し、任用することができる規定が設けられました。

そのため、今回の規則改正は、再任用職員が苦情相談を行えることを定めた規定について、改正前の地方公務員法の条文を引用していた部分を改正し、法第22条の4及び附則第4条第1項・第2項及び第6条第1項・第2項の規定に基づく採用に関する苦情相談をすることができるという条項になっています。

こちらの議案についての説明は以上となります。

山崎委員長：議案第15号の説明が終わりました。ご意見等がございましたらお願いいたします。

樫沢委員:すみません、分からないのですが、要は辞めた方が、苦情相談ができるという特例の規定がありましたと。その対象者は、地方自治法第28条の4、28条の5に規定されている職員と定められていた。ところが28条の4および5は、これはもう法律として存在しなくなると。

大塚主幹:はい。別の内容に置き換わります。

樫沢委員:ということですから、これは特例を規定するものではなくなりますと。その結果、特例の規定は、法第22条の4の第1項に包含されることになりました。建付け上は、そういう理解でよろしいですか。

大塚主幹:それぞれが離職者を採用する制度の条項になっています。28条の4と28条の5の規定で再任用された方が、その採用に関わる苦情相談をすることができていた。それが28条の4と5がなくなって、代わりに22条の4と附則の条項で、退職者向けの採用に係る苦情相談の対象が定められた。

樫沢委員:そういうことですね。その場合も、1年ごとに対象者が増えるわけですね。そういう理解でよろしいですね。

大塚主幹:はい。

樫沢委員:1年ごとに対象者が増えることを、22条の4はちゃんとカバーできていると。1年ごとに変わるのではなくて、こういう定年の範囲が段階的に変化するタイムスパンをカバーした形で、22条は組み立てられている。最終的には2033年の10年後の部分も、今後この法律を変えなくてもカバーできると。こういう理解でよろしいですか。

大塚主幹:通常だとフルタイムで勤務をしますが、時間を短縮した採用に変えることができます。22条の4では、60歳以上になったタイミングで、自分で選択ができます。

樫沢委員:要するに従業員が不利益を被りませんねと。制度が変わることによって、従業員が不利益にならないように。これはちゃんと法律がカバーされていることを確認したいんです。使用者側が変わって、5年後とかまた変わりましたというのでは、困るぜと。従業員の権利というのは、きちんとカバーされていますよと。こういうことが建付けの法律になっていますよ、ということだけ確認したい。

大塚主幹:これまで65歳までの任用期間において、苦情相談をできていた方が、今回の改正によって、苦情相談ができることには変わりありません。引き続き、同様に相談できるようにするための改正ということになります。

樫沢委員:しつこいようですが、不利益にはならないための法律的な建付けがありますね。それは本人がどういうチョイスをしても、両方カバーできますよという理解でよろしいですね。

田中局長:どちらかという、選べる選択肢が増えたということです。

山崎委員長:よろしいですか。

山下委員:はい。

山崎委員長:それでは、議案第15号「和光市職員からの苦情相談に関する規則の一部改正」については、承認とします。

次に議案第16号「和光市公平委員会個人情報保護に関する法律等施行規則の制定」についてです。事務局から説明をお願いします。

大塚主幹:それでは説明をさせていただきます。個人情報保護に関する法律は、これまで地方公共団体は同法の適用対象外でしたので、和光市個人情報保護条例を定めておりました。

この度、同法が改正され、地方公共団体もその法律の対象となったことに伴いまして、同条例を廃止することになりました。また、改正後の個人情報保護に関する法律を施行するために、和光市個人情報保護法施行条例を定め、4月1日から施行することとなっております。

この個人情報保護法と和光市個人情報保護法施行条例、双方の例規を施行することにあたり、公平委員会において必要な規則を定めたく、今回の議案として出させていただきました。名称は、「和光市公平委員会個人情報保護に関する法律等施行規則」としております。

具体的には、施行に当たりまして、公平委員会で持っている個人情報を、ご本人から閲覧したいと開示請求があったときに、必要な様式等を策定します。また開示決定をしたときに、写しを交付する際に、実費分の計算の仕方であったり、データで開示をしてほしいと言われた場合の開示方法、その他、この制度の運用状況の公表などが定められております。

なお、この規則は各実施機関ごとに定める必要があり、市長部局でも制定の手続が進められ、市長部局は本日公布しています。

この制度については、市の中で統一的な運用を図るため、施行に関して必要な事項は、市長部

局で定めている施行規則の例によらし、公平委員会も同じように運用していくこととします。

山崎委員長：議案第16号の説明が終わりました。ご意見等がございましたらお願いいたします。

樫沢委員：今まで市が独自に作った個人情報保護条例に、公平委員会は含まれていたのか。

大塚主幹：はい。もともと市には個人情報保護条例があって、その中に公平委員会も入ってありました。個人情報保護法では、市長部局を含め全体が、その法律の対象外でした。法律は事業者や一般市民側に対する規定になっていました。市町村や都道府県は、各団体ごとに条例を定めて、保護条例を作って対応していたという状況です。

樫沢委員：ごめんなさいね、少しよく分からないのだけど。誰の情報を誰が保護していたのですか。

大塚主幹：情報というのは各機関がもっている情報なので、公平委員会であれば、審査請求をした方が、審査請求の手続きをしてきたという情報を、公平委員会が管理していたということです。

樫沢委員：もう一度、しつこくでごめんなさいね。公平委員会というのは、そもそも個人情報そのものなわけですか。ということは、当事者ではない人から情報開示をしろと言われてたって、そんなことできませんよ。これが大前提だったわけですよね。それは変わらないということですか。

大塚主幹：はい。それは変わりません。

樫沢委員：ということは、要するに公平委員会の個人情報を開示請求をできるのは当事者だけであると。こういう建付けは変わりませんと。

大塚主幹：はい。変わりません。

樫沢委員：要するに、その建付けが、市の条例ではなくて法律でもって枠組みになりましたと。その結果、当然のことながら施行規則が要りますねと。それも従来通りですと。こういう理解でいいの。

大塚主幹：はい。そうですね。市長部局で新たに作り直しましたが、同じような形になっています。おっしゃるとおりで、認識は間違いはないと思います。

樫沢委員：我々のところで、その情報を裁判所なりが出せと言ってこなければ出さないはずなんですよね。その建付けそのものは変わっていないと。

大塚主幹：はい。基本的には。

樫沢委員：何が違うのさと。要するに法律、規則の建付けが変わりましたと。そういう理解でよろしいですね。

大塚主幹：あとはもともと条例で各団体ごとに規定していたので、各市町村ごとに若干細かいところでルールが違っていた。そのことによって弊害があったということで、全国一律の同じルールにしようということで、法律の建付けの中に各市町村であったりとか、都道府県が入っていったという形になります。

樫沢委員：ということは、要するに細かいところも一応横並びになりましたと。だから横並びのために、若干テクニカルなところで、今までとは変わるところがございますと。こういうことですね。

大塚主幹：はい。主旨は変わらないということになります。

山崎委員長：それでは、議案第16号「和光市公平委員会個人情報保護に関する法律等施行規則の制定」については、承認ということよろしいですか。

両委員：異議なし。

山崎委員長：それでは、議案第17号「不利益処分に係る審査請求の裁決について（令和4年事件番号3）」です。

－不利益処分に係る審査請求について（令和4年事件番号3）－
（審議内容非公開）

本日の議題は以上になります。

山崎委員長：続きまして、この度3月31日付けて、山下委員がご退任されます。

山下委員は、平成29年3月11日に就任され、6年間にわたり、公平委員として、和光市政にご尽力いただきました。本当に長い間ありがとうございました。

(事務局長から山下委員へ辞令書を交付)

山崎委員長:山下委員の、益々のご活躍を、お祈り申し上げます。

ほかに何かございますか。他になければ、以上で、本日の委員会を閉会します。お疲れさまでした。